

- (11) United States General Accounting Office, “GAO Press Statement on Walker v. Cheney”, Feb. 7, 2003. <<http://www.gao.gov/press/w020703.pdf>>
- (12) Neely Tucker, “Suit Versus Cheney is Dismissed-Judge Gives Administration Broad Victory on Oversight”, *Washington Post*, Dec. 10, 2002, Stuart Taylor, Jr., “Cheney’s win over the GAO threatens congressional oversight”, *National Journal*, Dec. 14, 2002.
- (13) Attorney General John Ashcroft, “Memorandum for Heads of All Federal Departments and Agencies”. <<http://www.usdoj.gov/04foia/011012.htm>>
- (14) Act of Nov. 25, 2002, Pub. L. No.107-296, 116 Stat. 2135.
- (15) Patrice McDermott, “Information Disclosures by Government: Data Quality and Security Concerns Symposium”, *Kansas Journal of Law & Public Policy*, Spring, 2003, pp.671-688. Lawyers Committee for Human Rights, “Imbalance of Powers: How Changes to U.S.Law & Policy Since 9/11 Erode Human Rights and Civil Liberties”, Mar. 11, 2003. <http://www.lchr.org/us_law/loss/imbalance/powers.pdf>
- (16) *Judicial Watch v. National Energy Policy Development Group*, 219 F. Supp. 2d 20 (D.D.C., 2002)
- (17) *Judicial Watch v. National Energy Policy Development Group*, 230 F. Supp. 2d 12 (D.D.C., 2002).
- (18) *In Re: Richard B. Cheney*, 334 F. 3d. 1096 (D.C. Cir., 2003).
- (19) *Natural Resources Defense Council v. Department of Energy*, 191 F. Supp. 2d 41 (D.D.C., 2002).
- (20) 注(11)参照。

(なかがわ かおり・海外立法情報課)

【短信：アメリカ】

ミシガン州立大学訴訟への連邦最高裁判所判決

宮田 智之

2003年6月23日、連邦最高裁判所はグルッター対ボリンジャー（Grutter v. Bollinger et. al.）事件並びに、グラッツ対ボリンジャー（Gratz et. al. v. Bollinger et. al.）事件において、ミシガン州立大学ロースクール（法科大学院）と同大人文学部芸術学部の入試制度のそれぞれについて判決を下し、前者を合憲、後者を違憲とした。^(注1)

ミシガン州立大学ではその入試制度において、黒人などの人種の少数派を優遇する措置、いわゆるアファーマティブ・アクションを採用

している。ミシガン州立大学訴訟では、このような措置が法の平等な保護を定めた合衆国憲法修正第14などに違反するかどうか争われたのである。

ミシガン州立大学訴訟で、連邦最高裁判所が判決の根拠としたのは、1978年のカリフォルニア州立大学理事会対バック（Regents of the University of California v. Bakke）^(注2)事件である。この訴訟では、特定の人種やグループのために入学枠を設ける割当制（quota system）について違憲としたが、入学者選考において人種

を一要素として考慮することは認められるとの判断が下されたのであった。今回、連邦最高裁判所は、この判決に依拠し、ミシガン州立大学ロースクールの入試制度を合憲、同大人文科学芸術学部のそれを違憲としたのである。

1. アファーマティブ・アクション

アメリカでは、過去に差別の対象とされた黒人などの人種の少数派や女性などに、白人男性と同等の機会を提供することを目的として政府や民間でアファーマティブ・アクションが実施されている。具体的には、大学入学や奨学金、企業での雇用や昇進などの分野で行われて^(注3)いる。

1960年代に始まったアファーマティブ・アクションについては、人種的少数派や女性などの地位向上に貢献したと評価する声がある一方で、特定の集団を優遇することは他の集団への「逆差別」であるとの不満が当初より根強く存在していた。近年のアメリカ社会における保守化現象は、このような不満を一層増大させており、90年代後半にはカリフォルニア州とワシントン州で、アファーマティブ・アクション廃止を求める住民投票が可決されるまでに至って^(注4)いる。

このような不満の高まりを受け、司法の場でもこれまで数多くのアファーマティブ・アクションに関する訴訟が提起されてきた。^(注5)なかでも、次に取り上げる1978年のカリフォルニア州立大学理事会対バッキ事件は、連邦最高裁判所が上記の「逆差別」という問題をはじめに取り上げ、また後のアファーマティブ・アクション訴訟に多大な影響を及ぼしたという意味で重要な判決となっている。

2. カリフォルニア州立大学理事会対バッキ事件

1970年代半ば、カリフォルニア州立大学デヴィス校の医学部では、黒人やヒスパニック系などの志願者のために入学者100名のうち16名分を別枠として割り当てていた。カリフォルニア州立大学理事会対バッキ事件では、こうした割当制が合衆国憲法修正第14、同様の規定を定める州憲法の条項、連邦政府から補助金を受ける団体での人種差別を禁じた1964年公民権法第6編に違反するかどうか問われたのである。

連邦最高裁判所は、割当制についてそれが人種のみを理由に異なる扱いをしており、合衆国憲法修正第14に違反していると述べた。ただし同時に、連邦最高裁判所は入学者選考において人種を一要素として考慮することは認められるとした。すなわち、学生集団の多様性を確保するという目的自体は、極めて強い公の利益（compelling interest）であり、そのような目的達成のために教育機関が人種を一要素として考慮することは合憲であるとの判断も下した^(注6)のである。

3. ミシガン州立大学訴訟

背景

ミシガン州立大学のロースクールでは、志望動機などを述べたエッセイ、推薦状、学部時代の成績の平均値を示すGPA、ロースクール入学共通テストLSATの得点などをもとに入学者を決定しているが、これらの資料に加え、校内の人種的多様性を確保するための措置として、人種の少数派の「クリティカル・マス」^(注7)（critical mass）を入学させている。

バーバラ・グルッターという白人女性は、1996年にミシガン州立大学ロースクールを受験したが、補欠人名簿に載せられ、最終的には不合格となった。GPA、LSATともに高い数値を

示していたにもかかわらず、不合格となったのはロースクールが人種という要素を重視し、特定の集団に対し入学のためのより多くの機会を提供しているからであると考えた。そこでグルッターは、ロースクールの入試制度が合衆国憲法修正第14、1964年公民権法第6編、契約の作成と実施における人種差別を禁じた合衆国法典42編1981条に違反しているとして、当時の学長であるリー・ボリンジャーを訴えたのである。^(注8)

一方人文科学芸術学部は、高校時代の成績、大学進学共通テストSATの得点、高校のレベルなどを考慮し入学者を決定しているが、その他に人種的少数派の志願者には自動的に20点を付与する措置(合格には100点必要)を設けている。

白人女性のジェニファー・グラッツと白人男性のパトリック・ハマチャーは、それぞれ1995年と1997年に人文科学芸術学部を受験したが、二人とも不合格となった。彼らは、不合格の原因が人種的少数派を優遇する入試制度にあると考え、人文科学芸術学部の入試制度は合衆国憲法修正第14、1964年公民権法第6編、合衆国法典42編1981条に違反しているとして、ボリンジャーを訴えたのである。^(注9)

なおここで下級裁判所の判決を簡単にまとめると、まず東ミシガン連邦地方裁判所はロースクールの入試制度を違法(unlawful)、そして人文科学芸術学部のそれを違憲とした。しかしその後の第6巡回区連邦控訴裁判所は、先の判決を覆してロースクールの入試制度を合憲とした。この結果を受けて、原告側はロースクールだけでなく審理途中であった人文科学芸術学部についても上告を行い、連邦最高裁判所は双方のケースを扱うことになった。^(注10)

多数意見の内容

ミシガン州立大学訴訟は、連邦最高裁判所に

意見書(amicus brief)を提出した団体の数が74^(注11)に上ったことから明らかなように、高い関心を集めていた。こうしたなか、6月23日に連邦最高裁判所が下した2つの判決は、対照的で極めて興味深いものとなった。すなわち、連邦最高裁判所はロースクールの入試制度に対しては合憲判決、一方人文科学芸術学部の入試制度に対しては違憲判決を下したのである。以下では、これら判決の多数意見について述べる。^(注12)

(1) グルッター対ボリンジャー事件

- ・ロースクールの入試制度は、合衆国憲法修正第14、1964年公民権法第6編、合衆国法典42編1981条に違反しない。
- ・連邦最高裁判所は、学生集団の多様性が極めて強い公の利益であり、人種を入学者選考において考慮の対象とすることは正当であるとの、カリフォルニア州立大学理事会対バッキ事件でのパウエル判事の意見を支持する。また、連邦最高裁判所は多様性が教育的使命に不可欠なものであるというロースクールの判断も尊重する。
- ・ロースクールの入試制度は、厳格に策定されたものである。厳格に策定されたものであるためには、特定の条件を持つ志願者と他の志願者との競争を妨げることはあってはならず、また人種やエスニシティといった背景は入学者選考における単なる一つのプラス要素(only as a plus)として考慮されなければならない。
- ・ロースクールの入試制度は各々の志願者が一個人として評価されており、人種やエスニシティといった背景が志願者の決定的特長(defining feature)とならないことを保証している。またロースクールの入試制度は、人種と並んで学生集団の多様性に資するあらゆる要素が考慮されていることを十分に保証している。したがって、ロースクールの入試制

度は人種的少数派以外の志願者に対し不当に損害を加えるものではない。

- ・ただし、連邦最高裁判所は今後25年以内に学生集団の多様性がもたらす極めて強い公の利益を推進するのに、このような優遇措置が必要ではなくなることを期待する。

(2) グラッツ対ポリンジャー事件

- ・人種的少数派の志願者に自動的に20点付与する現行の人文科学芸術学部の入試制度は、大学側が主張する多様性がもたらす利益を達成する上で、厳格に策定されたものではない。したがって、合衆国憲法修正第14に違反する。
- ・カリフォルニア州立大学理事会対バッキ事件において、パウエル判事は人種やエスニシティといった背景が入学者選考において一つのプラス要素として考慮されることを認めた。しかし、彼は各々の志願者が一個人として評価される重要性についても力説したのであった。現在の人文科学芸術学部の制度は、パウエル判事が重視した志願者を一個人として評価するものではない。
- ・人文科学芸術学部の20点付与措置は、合格すれすれの人種的少数派の志願者にとって、人種という要素が決定的となる効果を有している。
- ・人文科学芸術学部の入試制度は合衆国憲法修正第14に反するため、1964年公民権法第6編並びに合衆国法典42編1981条にも違反している。

4. 判決を受けて

判決後、ミシガン州立大学学長のメアリー・コールマンは「ミシガン州立大学、全ての高等教育機関、そして我々を支援した無数の団体と人々にとって、素晴らしい勝利である。連邦最高裁判所の多数派が、多様性という原則を積極

的に認めてくれたのだから」と賞賛する声明を^(注13)発表している。

一方テキサス州立大学は、その入試制度を見直す^(注14)と発表した。テキサス州立大学では、1996年の第5巡回区控訴裁判所の判決により、人種的少数派を優遇する入試制度が禁止されていたが、今回の判決を受け、それを復活させると決定したのである。

今後、テキサス州立大学のような動きがいくつかの大学で出てくるものと予想される。ただし今回の判決で連邦最高裁判所は、カリフォルニア州立大学理事会対バッキ事件に依拠しながら、入学者選考における人種という要素の取扱について厳格に述べていることも事実である。したがって、各大学はこの点について細心の注意が要求されることになる^(注15)と思われる。

注

- (1) Grutter v. Bollinger et. al. No.02-241, Gratz et. al. v. Bollinger et. al. No.02-516, Argued April 11, 2003-Decided June 23, 2003.
- (2) Regents of University of California v. Bakke, 438 U.S. 265 (1978)
- (3) 松岡泰「アメリカ社会の変化と黒人問題の変容」五十嵐武士・古矢旬・松本礼二編『アメリカの社会と政治』有斐閣 1995年 p.146.
- (4) 阿倍斎・久保文明『現代アメリカの政治』放送大学教育振興会 2002年 p.199. 岡田光世「米国で徐々に進行するアファーマティブ・アクション廃止の動き」『世界週報』1998.2.17. pp.48-51.
- (5) 大沢秀介「最高裁の保守化の意味」久保文明・草野厚・大沢秀介編『現代アメリカ政治の変容』勁草書房 1999年 pp.191-194.
- (6) 高橋一修「Regents of the University of California v. Bakke 逆差別」『別冊ジュリスト英米判例百選 第三版』139号 1996. pp.66-67.
- (7) University of Michigan Law School, *Report and Recommendations of the Admission Committee*

- <<http://141.211.44.51/newsandinfo/lawsuit/admissionspolicy.pdf>> (last access 2003.8.29)
- (8) Center for Individual Rights, *University of Michigan Lawsuits* <http://www.cir-usa.org/recent_cases/michigan.html> (last access: 2003.8.29)
- (9) *ibid.*, グルッターやグラッツらの原告を支援したのは、アフーマティブ・アクション廃止を求め活動している、個人の権利センター (Center for Individual Rights) という保守系の法律団体である。
- (10) University of Michigan, *Fact Sheet*, <<http://www.umich.edu/~urel/admissions/faqs/facts.html>> (last access 2003.8.29)
- (11) Supreme Court of the United States, <<http://www.supremecourtus.gov/docket/02-241.htm>> (last access 2003.8.29)

Center for Individual Rights, *Supreme Court Amici Opposing Michigan's race based admission policies*, <http://www.cir-usa.org/recent_cases/michigan_SupCt_amici.html> (last access 2003.8.29)

ミシガン州立大学を支持する意見書を提出したのは、多くの大学をはじめ、ジェネラル・モーターズ社、マイクロソフト社などの大企業、アメリカ法曹協会 (American Bar Association)、アメリカ教育評議会 (American Council on Education) などであった。一方、原告側を擁護したのは、全米学者協会 (National Association of Scholars)、太平洋法律財団 (Pacific Legal Foundation)、平等な機会のためのセンター (Center for Equal Opportunity) などの主として保守系の団体であり、ここにはブッシュ大統領、ジェブ・ブッシュフロリダ州知事も含まれていた。なお、ブッシュ大統領は、今年の1月に

「ロースクール、人文科学芸術学部の双方のケースとも、特定の志願者に不公正に恩恵をもたらす割当制である」との声明を発表した。*New York Times*, January 16. 2003.

- (12) 多数意見は以下のページを参照した。
Supreme Court of the United State,
グルッター対ボリンジャー事件：
<<http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/23jun20030800/www.supremecourtus.gov/opinions/02pdf/02-241.pdf>> (last access 2003.8.29)
グラッツ対ボリンジャー事件：
<<http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/23jun20031600/www.supremecourtus.gov/opinions/02pdf/02-516.pdf>> (last access 2003.8.29)
- (13) *Washington Post*, June 24. 2003.
- (14) *ibid.*,
- (15) ハーバード大学は、判決直後に今回の判決の影響について考察したレポートを発表している。
Civil Right Project at Harvard University, *A Joint Statement of Constitutional Scholars*, July. 2003.
<http://www.civilrightsproject.harvard.edu/news/pressreleases.php/record_id=35/> (last access 2003.8.29)

参考文献 (注で記したものは除く)

- ・ *New York Times*, January 20. 2003. June 24, 25. 2003.
- ・ *Washington Post*, January 17. 2003. June 24. 25. 2003.

(みやた ともゆき・海外立法情報課非常勤調査員)